弁護士会照会制度

活用のポイント

第4回　自動車等の登録事項，医療機関・消防署に対する照会について

調査室

1　自動車等の登録事項の照会について

管轄の運輸支局や自動車検査登録事務所に，自動車の所有者等登録事項を照会する際の注意点をご説明します。

ホームページのひな形にあるように，照会先の運輸支局等に対し，照会事項の回答に代え，登録事項証明書（またはその写し）の交付を申し出る例が多く，運輸支局側でも，証明書（またはその写し）等を交付して回答している例が多いようです。

これに対し，神奈川運輸支局，東京運輸支局では，照会を求められた事項のみ回答し，証明書の交付は行わない運用となっておりますので，証明書原本や写しが手続的に必要な場合にはご注意ください（東京運輸支局は本年4月からこのような運用に変更しています）。

このように各運輸支局，各自動車検査登録事務所で取扱が異なりますので，事前に照会先にご確認ください。

軽自動車の登録事項を照会する場合は，普通自動車と異なり，軽自動車検査協会の各事務所が照会先となりますので，対象車両が軽自動車の場合にはご注意ください（登録番号の分類番号で確認できます。軽自動車検査協会のホームページhttp://www.keikenkyo.or.jp/about/number.html をご参照ください）。

2　医療機関に対する照会について

医療機関に対して，患者の診療経過等を照会する場合，医師には業務上，守秘義務が課せられていることから，医療機関は，診療情報等の開示には慎重です。

「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン』に関するQ&A（事例集）」（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805iryou-kaigoqa.pdf）［各論］Q5-4では，弁護士会照会は「法令に基づく場合」に相当するため，本人の同意を得ずに個人データの第三者提供を行うことができる場合に該当するとされていますが，実際には，患者本人（亡くなっている場合には相続人）の同意書の添付を求める例が多くあります。

このため，同意書の添付がない場合，審査担当から添付のない理由を確認させていただくことがあり，添付しない理由がある場合（医療機関が不要と回答している，すでに医療機関に提出したなど）には，その理由を申出書に記載してください。

また，医療機関から，診療録等のコピー代，レントゲンフィルムの複製代等を請求されることが多く，このような回答にかかる費用は，申出会員が直接照会先に支払う運用となっておりますので（6月号で掲載した金融機関の文書作成料も同じ），費用について，予め照会先の医療機関に問い合わせるようお願いします。

3　消防署に対する照会について

火災原因や消火活動・救急活動の状況等を，消防署に照会する際の注意点をご説明します。

火災原因については，性質上，不確定な要素が多いためか，回答されない例があります。消火活動については，活動報告書の作成に数カ月かかることがあり，調査中を理由に報告書の写しの交付を拒否される場合，消防法34条2項を理由に回答を拒否される場合があります。救急活動についても，前記条文を理由に拒否されることがあります。

いずれの照会でも，回答されない例がありますが，過去に照会先の消防署から，一問一答式のほうが回答し易い旨の要望を受けたこともありますので，照会事項もそれに倣うなど，回答をより得易くする工夫が必要と思われます。